

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、こうちの木の住まい普及推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、木材の利用促進を図るため、高知県木材普及推進協会（以下「補助事業者」という。）がマスメディアを通じて行う木材、木造住宅等に関する総合的な情報発信に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- 3 知事は、前条第3項の規定により提出のあつた県税事務所で発行する全税目の納税証明書を審査し、県税の滞納があると認めるときは、補助金の交付を行わないこととする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業経費の20パーセント以内の減額については、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第4号様式による事業の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告等）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告を行うに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、第1項の補助事業実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業確定後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、別記第6号様式による報告書により速やかに知事に報告するとともに、必要がある場合は、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の経理等）

第8条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これを補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第9条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくは補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくは規則及びこの要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助事業の実施に当たり、契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

（グリーン購入）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条 補助事業者又は補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

- 附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただしこの要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4項、第8条、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率
木材・木造住宅の普及啓発	委託費 県広報番組「おはようこうち」内「木と人・出会い館情報」の制作費	3分の2以内
県産材利用促進PR	委託費 マスメディアによる木材及び木造住宅の広報費	
木材利用総合窓口	木材利用総合窓口の人件費（給与、賞与及び法定福利費）	3分の2以内 ただし、補助金額は70万円を上限とする。

別表第2（第5条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所
名称
代表者名
生年月日

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付申請書

こうちの木の家普及推進事業を実施したいので、こうちの木の家普及推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助金交付申請額

金

円

3 事業計画書

別紙1 「事業計画書」のとおり

4 収支予算書

別紙2 「収支予算書」のとおり

事業計画書

事業の内容			
事業の効果			
事業実施期間	開始予定	令和	年 月 日
	完了予定	令和	年 月 日
事業区分	事業に要する全経費(円)	補助対象経費(円)	補助金申請額(円)
木材・木造住宅 の普及啓発			
県産材利用促 進PR			
木材利用総合 窓口			
合 計			

別紙2

収 支 予 算 書

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
合 計		

(2) 支 出

(単位：円)

事業区分	金 額	算 出 基 礎
木材・木造住宅の 普及啓発		(注) 見積書を添えてください。
県産材利用促進 PR		
木材利用総合窓口		
合 計		

補助金交付決定通知書

申請者名

令和 年 月 日付けで交付の申請がありましたこうちの木の住まい普及推進事業費補助金について、金 円を交付することに決定しましたので、こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

高知県知事

様

申請者
住所
名称
代表者名

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）
の変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付の決定通知がありました事業の内容
を下記のとおり変更したいので、こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱第
6条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更交付申請額

金 円

3 変更事業計画書

別紙3「変更事業計画書」のとおり

4 変更収支予算書

別紙4「変更収支予算書」のとおり

変更事業計画書

変更内容			
事業の実施期間		変 更 前	変 更 後
	開始日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	完了予定	令和 年 月 日	令和 年 月 日
事業区分	事業に要する全経費（円）	補助対象経費（円）	補助金申請額（円）
木材・木造住宅の普及啓発			
県産材利用促進PR			
木材利用総合窓口			
合 計			

（注）変更前を上段に変更後を下段に記入してください。

別紙4

変更収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	-----	

合 計	-----	

(注) 変更前を上段に変更後を下段に記入してください。

(2) 支出

(単位：円)

事業区分	金 額	算出基礎 (変更後)
木材・木造住宅の普及啓発	-----	-----
県産材利用促進PR	-----	-----
木材利用総合窓口	-----	-----
合 計	-----	-----

(注) 変更前を上段に変更後を下段に記入してください。

高知県知事

様

申請者
住所
名称
代表者名

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知のありました事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、こうちの木の家普及推進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金に係る実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました事業を令和 年 月 日に完了しましたので、こうちの木の家普及推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業実績書

別紙5「事業実績書」のとおり

2 収支精算書

別紙6「収支精算書」のとおり

別紙 5

こうちの木の住まい普及推進事業実績書

<p>事業の成果及び 検証</p>	<p>(注) 事業計画 (別紙 1) に対する成果及び検証結果を記入してください。</p>		
<p>事業の実施期間</p>	<p>開始日</p>	<p>令和</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>完了日</p>	<p>令和</p>	<p>年 月 日</p>
<p>事業区分</p>	<p>事業に要する全経費 (円)</p>	<p>補助対象経費 (円)</p>	<p>補助金申請額 (円)</p>
<p>木材・木造住宅 の普及啓発</p>			
<p>県産材利用促進 P R</p>			
<p>木材利用総合 窓口</p>			
<p>合 計</p>			

(注) 事業区分ごとの実施状況に関する書類を添えてください。

別紙6

収支精算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増減額	備 考
県補助金				
合 計				

(2) 支出明細

(単位：円)

事業区分	予算額	精算額	差引き 増減額	精算額算出基礎
木材・木造住宅の普及啓発				
県産材利用促進PR				
木材利用総合窓口				
合 計				

(3) 県補助金精算

(単位：円)

補 助 金 交付決定額	精算事業費 総 額	補助率	精 算 補助金額
		2 / 3 以内	

高知県知事 様

補助事業者
住 所
名 称
代表者名

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等の確定に伴う
報告書

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額	金	円
2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円